■亡くなった方に関する手続き

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
年金	国民年金、厚生年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	□年金の受給状況等により手続き内容や必要書類が異なりますので、右記の窓口までお問合せください。	日本年金機構 室蘭年金事務所 お客様相談室 0143-24-5063 （※自動音声案内） ①⇒②を選択
	厚生年金加入中または加入したことがある方	遺族厚生年金請求	□年金の加入状況等により手続き内容や必要書類が異なりますので、右記の窓口までお問合せください。	
	国民年金に加入中の方	遺族基礎年金請求 寡婦年金請求 死亡一時金請求	□請求する方の本人確認書類 □来庁する方の本人確認書類 □委任状（来庁者が請求者と異なる場合） □亡くなった方の年金手帳 □請求する方のマイナンバーカード（個人番号通知カード）（※ない場合は、請求する方の住民票（記載事項省略なし）及び所得証明書） □請求する方の戸籍謄本 □請求する方の預貯金通帳 ※上記以外に他の書類等が必要となる場合があります。	保険年金課 0143-25-3025
	議員年金を受給している方 （元室蘭市議会議員または遺族）	（議員年金）遺族年金請求または受給権消滅の届出	□亡くなった方の年金証書 □亡くなった方の死亡日と請求者となる方との続柄を確認できる戸籍謄本等 □請求者となる方の預貯金通帳 □請求者となる方の印鑑（認印） ※上記以外にも状況により他の書類等も必要となる場合があります。	議会事務局議事課 0143-25-2781
	農業者年金を受給されている方	（農業者年金） 資格喪失手続き	□農業者年金死亡関係届出書 □農業者年金証書 □除籍謄本など □未支給年金がある場合は同一生計証明書など	【手続窓口】所管の農業協同組合 伊達市農協 0142-23-2181
介護保険	65 歳以上の方または介護認定を受けている方	資格喪失手続き	□亡くなった方の介護保険被保険者証（ピンク） □亡くなった方の介護保険負担割合証（白）（該当の方） □亡くなった方の負担限度額認定証（黄）（該当の方） □相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの □手続きする方の印鑑（認印） ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、委任状も必要です。	高齢福祉課 0143-25-3029

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	（世帯主の方）世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更	□同一番号の国保世帯全員分の被保険者証 □新しく国保世帯主になる方の身分証明書、印鑑 □新しく国保世帯主になる方のマイナンバーカード □委任状（新しく世帯主になる方以外がお手続きに来る場合） ※委任状が必要な方はお問い合わせ下さい。	保険年金課 0143-25-2702
		資格喪失	□亡くなった方の被保険者証 □手続きする方の本人確認書類 □手続きする方の印鑑（認印）	
		葬祭費支給申請	□喪主または施主の方の印鑑（認印） □喪主または施主の方の振込先口座がわかるもの □会葬礼状等の喪主･施主が確認できるもの □手続きする方の本人確認書類 □手続きする方の印鑑（認印）	
		限度額認定証・特定疾病療養受療証の返還	□亡くなった方の限度額適用認定証（該当の方） □亡くなった方の限度額適用・標準負担額減額認定証（該当の方） □亡くなった方の特定疾病療養受療証（該当の方）	
		高額療養費・療養費差額支給申請	※医療費が世帯によって決められている１ヶ月の自己負担限度額を超えていた場合のみ該当します。該当していた場合は下記のものが必要となります。 □診療月ごとの受診医療機関等領収書原本 □誓約書 □相続関係図 □相続人となる方の印鑑（認印） □相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの □手続きする方の本人確認書類 □委任状（振込先を相続人代表者以外の口座とする場合） ※委任状が必要な方はお問合せください。	
		●保険料に関する案内・手続き ●保険料の支払い口座の変更手続き	□世帯員の新たな引落口座の通帳・届出印	保険年金課 0143-25-2433

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療被保険者証等の返還及び高額療養費等支給申請書（申立書）の提出	□亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証 □亡くなった方の限度額適用・標準負担額減額認定証（お手元にある方） □亡くなった方の限度額適用認定証（お手元にある方） □亡くなった方の特定疾病療養受療証（お手元にある方） □相続人代表となる方の印鑑（認印） □相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの □手続きする方の本人確認書類 □委任状（相続人代表者以外の口座とする場合） ※委任状が必要な方はお問合せください。 ※同じ世帯に、健康保険が後期高齢者医療の方で、亡くなった方の口座を使用している場合は、お問合せください。	保険年金課 0143-25-3026
		葬祭費支給申請	□喪主または施主の方の印鑑（認印） □喪主または施主の方の振込先口座がわかるもの □会葬礼状、領収書等の喪主･施主が確認できるもの □手続きする方の本人確認書類 □委任状（葬祭執行者以外の口座とする場合） ※委任状が必要な方はお問合せください。	
		●保険料に関する案内・手続き ●保険料の支払い口座の変更手続き	□世帯員の新たな引落口座の通帳・届出印	保険年金課 0143-25-2433

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
市税	市・道民税が課税されている方	市・道民税に関する納税通知書送付先届の提出	□相続人の内、代表者となる方と窓口に来られた方の本人確認書類	市税課 0143-25-2294
	納税している方	●今後の納税に関する手続き ●納付状況について ●口座振替の変更または廃止等	□亡くなった方との相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） □口座振替の手続きをされる場合は、新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印 ※口座振替の申し込み手続き自体は申請書を郵送できるので、郵送による手続き可能。	市税課 0143-25-2314
	原動機付自転車（室蘭ナンバー）・軽自動車等の車両を所有されている方	軽自動車税に関する軽自動車現所有者申告書の提出	□相続人の内、代表者となる方と窓口に来られた方の本人確認書類	市税課 0143-25-2293
	原動機付自転車（室蘭市ナンバー）・小型特殊自動車を所有されている方	原動機付自転車（室蘭市ナンバー）等の名義変更・廃車申告	□相続人の内、代表者となる方と窓口に来られた方の本人確認書類 □手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） □ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に新しいナンバープレートに変更したいとき） □標識交付証明書	市税課 0143-25-2293
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更を届出する手続き	□相続人の内、新たに代表者となる方の本人確認書類 □代理人が手続する場合は委任状	市税課 0143-25-2707
	固定資産をお持ちの方	固定資産を現に所有する者を申告する手続き	□相続人の内、現に所有する者の代表者となる方の本人確認書類 □代理人が手続する場合は委任状	
		固定資産税の賦課徴収に係る書類を受領する代表者を指定する手続き	□相続人の内、代表者となる方の本人確認書類 □亡くなった方との相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） □代理人が手続する場合は委任状	
	固定資産（未登記家屋）をお持ちの方	未登記家屋の名義人を申告する手続き	□相続人の内、名義人となる方の本人確認書類 □相続したことが確認できる書類（法務局が相続登記に必要とする書類に準拠） □代理人が手続する場合は委任状	
市税・その他	固定資産をお持ちの方	土地、建物等の売却、賃貸、維持管理、解体など	固定資産税納税通知書など固定資産の内容がわかるもの	【相談窓口】 都市政策推進課 0143-25-2655

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口（お問合せ先）
障がい	医療助成を受給している方	医療助成受給者証の返還及び資格喪失（重度心身障害者医療費助成）	□亡くなった方の医療費受給者証（お手元にある方） □手続きする方の本人確認書類 ※医療費受給者証がお手元にない方でも、受給資格を有していた場合があります。	保険年金課 0143-25-3026
	経過的福祉手当受給者	経過的福祉手当の資格喪失手続き	※受給者により手続きが異なりますので、障害福祉課までお問合せください	障害福祉課 0143-25-1155
	障害児福祉手当受給児童	障害児福祉手当の資格喪失手続き	※受給者により手続きが異なりますので、障害福祉課までお問合せください	
	サービス利用者	障害福祉サービス等に係る受給者証の返還	□障害福祉サービス受給者証 □地域相談支援受給者証 □療養介護医療受給者証 □通所受給者証 □地域生活支援事業障害福祉サービス受給者証 □自立支援医療受給者証（更生医療） □自立支援医療受給者証（育成医療） □自立支援医療受給者証 ※上記のうち交付になっているものを返還（手元にない場合は返還不要です）	
	タクシーチケット交付者	心身障害者福祉タクシー料金助成事業の資格喪失手続き	□交付されているタクシーチケット原本（残チケットがある場合）	
	手帳交付者	身体障害者手帳の返還	□亡くなった方の身体障害者手帳	
		精神障害者保健福祉手帳の返還	□亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳	
		療育手帳の返還	□亡くなった方の療育手帳	
	特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当に係る手続き（受給者死亡の場合）	※受給者により手続きが異なりますので、障害福祉課までお問合せください	
		特別児童扶養手当に係る手続き（支給対象障害児死亡の場合）	※受給者により手続きが異なりますので、障害福祉課までお問合せください	
	特別障害者手当受給者	特別障害者手当の資格喪失手続き	※受給者により手続きが異なりますので、障害福祉課までお問合せください	

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口（お問合せ先）
子ども	スクール児童館に登録している児童の保護者	スクール児童館登録変更申請	右記までご連絡ください。	子育て支援課 0143-22-5095
	医療助成を受給している方	医療助成受給者証の返還及び資格喪失（ひとり親家庭等医療費助成）	□亡くなった方の医療費受給者証（お手元にある方） □手続きする方の本人確認書類 ※医療費受給者証がお手元にない方でも、受給資格を有していた場合があります。	保険年金課 0143-25-3026
		医療助成受給者証の返還及び資格喪失（子ども医療費助成）	□亡くなった方の医療費受給者証（お手元にある方） □手続きする方の本人確認書類 □亡くなった方の養育医療券（お手元にある方） ※医療費受給者証がお手元にない方でも、受給資格を有していた場合があります。	
	１８歳に達する日以降の３月31日までの間のお子様、もしくは20歳未満で父もしくは母に扶養されているお子様	医療助成受給資格登録申請（ひとり親家庭等医療費助成）	□ご家族全員の保険証 □ご家族全員のマイナンバーの確認できる書類 □印鑑（認印） □戸籍謄本（写し可） ※今後お子様を養育していく方が、父母以外でもお子様だけの認定登録が可能です。	
	災害などにより父母または父母のいずれかが死亡または障害の状態となった児童を養育している保護者	災害遺児手当（制度案内）	□状況によりご案内が異なりますので、事前にお問合せください。 【受給資格】次の条件に該当する児童（小中学校に在学）を養育し、室蘭市に６カ月以上居住している保護者 ○災害により、父母または父母のどちらかが死亡、または障がいの状態になった児童 ○その他の原因により、父母が共に死亡した児童	子育て支援課 0143-25-2494
	児童手当受給者	児童手当受給事由消滅または額改定	□手続きする方の本人確認書類	
		児童手当未支払請求・認定請求	□手続きする方の本人確認書類 □児童名義の通帳 □申請者名義の通帳 □申請者の保険証（厚生年金加入者のみ） □申請者の個人番号	
	児童扶養手当受給者	児童扶養手当資格喪失または額改定	□手続きする方の本人確認書類 □児童扶養手当証書	子育て支援課 0143-25-2494
		児童扶養手当未支払・認定請求	□手続きする方の本人確認書類 □児童扶養手当証書 □児童名義の通帳 □戸籍謄本（本籍地が市外の方） □申請者名義の通帳 □年金手帳 □申請者、児童の個人番号	

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
子ども	原則１８歳に達する日以降の３月３１日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当認定請求（制度案内）	□状況によりご案内が異なりますので、事前にお問合せください。 父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。	子育て支援課 0143-25-2494
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	□手続きする方の振込先口座がわかるもの	学校教育課 0143-22-5055
	●認可保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通う子どもの保護者 ●認可外保育施設に通う、保育料が無償化されている子どもの保護者	支給認定変更（保護者変更）	□新たに保護者となる方と子どものマイナンバーカード	【手続方法】現在通園中の施設にお申し出ください。 子育て支援課 0143-25-2400
市営住宅	市営住宅に住んでいる方が亡くなり、部屋を退去される方	市営住宅の退去	□手続きする方の本人確認書類 □届出人の印鑑（認印） □亡くなった方のマイナンバーカード（個人番号通知カード） □遺産相続人（入居者の親族）の口座番号がわかるもの（預金通帳など） □親族以外の代理人が手続きされる場合は委任状	市営住宅課 0143-25-2683
	市営住宅に住んでいる方で、同居親族が亡くなった方	市営住宅の同居者異動	□手続きする方の本人確認書類 □入居名義人の印鑑（認印） □入居者全員のマイナンバーカード（個人番号通知カード） □代理人が手続きされる場合は委任状	
	市営住宅に住んでいる方で、入居名義人が亡くなり、引き続き同市営住宅に入居を希望している同居親族	市営住宅の入居承継	□手続きする方の本人確認書類 □引き続き入居を希望している同居親族（名義を承継される方）の印鑑（認印） □引き続き入居を希望している同居親族全員のマイナンバーカード（個人番号通知カード） □代理人が手続きされる場合は委任状 ※その他、連帯保証人の書類（誓約書、実印と印鑑登録証明書、収入の証明等）が必要となります。市営住宅課の書式にご記入いただく必要がありますので、来庁時にご説明いたします。	
水道	上下水道を利用している方	上下水道の使用者名義変更手続き	右記までご連絡ください。	水道部料金課 0143-44-6118
浄化槽	浄化槽の管理者の死亡に伴い、新たに浄化槽を管理される方	浄化槽管理者変更等に関する手続き	□新たに管理者となる方の本人確認書類 □手続きする方の本人確認書類	環境課 0143-22-2861

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
農地	農地を相続された方	農地相続の届出	□相続した土地の地番が分かるもの ※相続する農地、相続する人により手続き内容が異なるので農水産課に照会してください	農水産課 0143-22-1118
森林	森林を相続された方	森林相続の届出		
カード・証	印鑑登録をしている方	印鑑登録証の返還	□亡くなった方の印鑑登録証 ※戸籍住民課または蘭東支所に亡くなった方の印鑑登録証を持参していただければ、登録抹消になっていることを確認した上で、回収破棄します。 ※窓口へ持参できない場合は、ご遺族の方が破棄していただいてもかまいません。	戸籍住民課 0143-25-2416
	特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	□電話連絡のみで済む場合もありますので、右記の手続き窓口にご連絡ください。	室蘭保健所 0143-24-9843
生活保護	生活保護を受給している方	生活保護に関すること	必要に応じて担当者からご遺族等へご連絡する場合があります。	生活支援課 0143-25-2472
高齢者向けサービス	あったか移送サービスを利用している方	あったか移送サービス利用証の返還	□あったか移送サービス利用証	高齢福祉課 0143-25-2881
	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	右記までご連絡ください。	
	家族介護用品助成を受けている方	未使用の家族介護用品購入券の返還	□未使用の家族介護用品購入券	
畜犬	飼い犬がいる方	犬の所有者変更	□届出者の本人確認書類	地域生活課 0143-25-2381
墓地	市営墓地の使用者	墓地使用権承継	□墓地使用許可証 □亡くなった方と承継者の関係がわかる戸籍謄本 □承継者の本籍入り住民票 □亡くなった方の死亡が確認できる書類	戸籍住民課 0143-25-2382

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	手続窓口 （お問合せ先）
ごみ	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみ処理の申込	①メルトタワー21（石川町 22-2）に直接搬入する場合 □ごみ搬入申告書 □運転免許証等の身分証明書 ※ご親族に限ります ※必ず事前に分別してから搬入ください ※ごみ搬入申告書は１８ページまたは西いぶり広域連合ホームページからダウンロードしてご利用ください。	西いぶり広域連合 総務課 0143-59-0705
			②収集運搬許可業者に依頼する場合(有料) □道南清掃(株)（東町 3-2-11） TEL　0143-43-5580 □(有)道南ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（高平町 1-19） TEL　0143-55-5083 □三協清掃(株)（日の出町 2-18-2） TEL　0143-41-5071	
	個人でごみステーションを専用していた方	ごみステーション廃止	右記までご連絡ください。	環境課 0143-22-1481
その他	国債（戦没者弔慰金）	国債（戦没者弔慰金） 記名変更、償還金受領	□国債（または証券保管証書） □記名者の死亡を証明できる戸籍書類 □記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 □相続人の印鑑（認印）	【手続方法】償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局にお申し出ください。
その他	亡くなられた方が所有していた不動産を相続される方	不動産の相続登記の申請	土地や建物の相続は令和６年４月１日から相続による不動産の取得を知った日から３年以内に相続登記することが義務化されます。 相続登記の申請は、不動産の所在地を管轄する法務局に行う必要があります。 ※詳細は法務局のホームページ、又は右記のお問い合わせ先でご確認ください。本ハンドブックの P.16 もご覧ください。	札幌法務局 室蘭支局 0143-22-5111 音声案内ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 「2」